

政治・経済

I 次の文章を読んで、下記の設問(問1～問6)に答えなさい。

国会での審議と議決は、(A)衆議院と参議院に分かれて行われ、会議は公開が原則とされている。両議院には各種の委員会が設けられており、委員会では重要案件について利害関係者や学識経験者などから意見を聴取する **1** が開かれることもある。実質審議はこの委員会で行われた後、本会議で審議・議決される。本会議での議決は、通常、出席議員の過半数による。議案は、原則として衆議院と参議院の議決が一致したときに国会の議決となる。ただし、**2**、予算の議決、内閣総理大臣の指名および **3** 案の議決に関しては衆議院の優越が認められている。**2**、(B)予算の議決、内閣総理大臣の指名に際し、衆議院と参議院の意見が一致しないときは、**4** を開催しなければならない。(C) **3** 案の議決について衆議院と参議院が異なる議決をするか、国会の休会中の期間を除いて60日以内に議決しない場合、**3** となるためには一定の手続をみたさなければならない。また、両議院は、(D)国政に関する正しい認識のために国政全般について証人を出頭させて証言を求めたり(証人喚問)、記録の提出を求めたりすることができる。

国会と内閣の関係としては、議院内閣制の下で行政機関は国会によって民主的な統制を受けている。しかし、実際の政策決定においては(E)行政国家化や官僚制の強化といった現象もみられる。政治の主導権を官僚から国会に回復するために、副大臣・**5** という役職の新設、党首討論の導入や政府委員制度の廃止などを内容とする国会審議活性化法が1999年に制定された。

問1 空欄 **1** ~ **5** に入る最も適当なものを次の①~④の中からそれぞれ一つずつ選び、その番号をマークしなさい。

- | | | | |
|----------|---------|---------|------------|
| 1 | ① 緊急集会 | ② 公聴会 | ③ 特別会 |
| | ④ 臨時会 | | |
| 2 | ① 教書の送付 | ② 条約の承認 | ③ 弾劾裁判所の設置 |
| | ④ 律令の承認 | | |
| 3 | ① 議院の規則 | ② 政令 | ③ 勅令 |
| | ④ 法律 | | |
| 4 | ① 閣議 | ② 行政委員会 | ③ 審議会 |
| | ④ 両院協議会 | | |
| 5 | ① 政務官 | ② 太政官 | ③ 検察官 |
| | ④ 秘書官 | | |

問2 下線部(A)に関して、衆議院および参議院についての説明として適当でないものを次の①～④の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。 6

- ① 衆議院が解散すると、参議院は閉会となる。
- ② 両議院は、議事手続・内部規律に関して規則を制定する権限を有する。
- ③ 内閣総理大臣の不信任決議権は、両議院が持つ権限である。
- ④ 参議院の緊急集会は、衆議院の解散中に開かれることがある。

問3 下線部(B)に関して、衆議院の議決後、参議院で何日以内に議決しないと、衆議院の議決が国会の議決となるか。組み合わせとして最も適当なものを次の①～④の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。 7

	予算の議決	内閣総理大臣の指名
①	20日	10日
②	20日	20日
③	30日	10日
④	30日	30日

問4 下線部(C)に関して、この場合の手続として最も適当なものを次の①～④の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。 8

- ① 衆議院が出席議員の2分の1以上の多数で可決する。
- ② 衆議院が出席議員の3分の2以上の多数で可決する。
- ③ 衆議院が出席議員の4分の3以上の多数で可決する。
- ④ 衆議院が出席議員の5分の4以上の多数で可決する。

問5 下線部(D)に関して、過去に関係者が国会で証人喚問を受けた事件として適当でないものを次の①～④の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。 9

- ① 大津事件
- ② 佐川急便事件
- ③ リクルート事件
- ④ ロッキード事件

問6 下線部(E)に関して、行政国家化や官僚制の強化の例として最も適当なものを次の①～④の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。 10

- ① 国会の政策形成能力が向上することによって、議員立法が増加する。
- ② 行政の裁量に基づく事前規制よりも、司法による事後監視と救済が重視されるようになる。
- ③ 省庁の統廃合が進み、公務員の数が大幅に減少する。
- ④ 法律は制度の大枠を定めるだけで、詳細については政令や省令に委ねるという委任立法が多くなる。

Ⅱ 次の文章を読んで、下記の設問(問1～問8)に答えなさい。

第二次世界大戦後から1980年代末頃までを冷戦の時代(冷戦期)と呼ぶ。約50年弱のあいだには、
(A)東西間の緊張が高まったときと緩和に向けた動きがみられたときが存在した。

冷戦期に緊張が高まった一例として、1962年に発生した[11]危機があげられる。これは、カストロによる革命後の[11]にソ連のミサイル基地が設けられたことから生じた対立であった。両国の対立が核戦争寸前の深刻な状況に至った反省から、この後、偶発的な核戦争を回避するために両国間に[12]が設置された。

[11]危機の後、米ソ間での(B)緊張緩和が進み、軍備管理が進展した。1963年の(C)部分的核実験禁止条約の締結、1972年の第一次戦略兵器制限交渉(SALT I)の妥結などは緊張緩和の前進を表していた。しかし、1979年にソ連がアフガニスタンに侵攻したことや、アメリカで対ソ強硬路線をとる[13]大統領が登場したことにより、米ソ間の関係は再び悪化することとなった。この時代を(D)新冷戦と呼ぶ。

冷戦は、最終的に1989年12月のマルタ会談で終結が宣言され、その後(E)ソ連も解体されたが、冷戦期の出来事はいまの時代にもさまざまな影響を与えている。1950年に開始した(F)朝鮮戦争はいまだに休戦状態であり、冷戦期から進んだ(G)核兵器の拡散も現代における深刻な問題である。現在の問題について考えるためには、冷戦期の歴史を学ぶことが有意義であるといえる。

問1 空欄[11]～[13]に入る最も適当なものを次の①～④の中からそれぞれ一つずつ選び、その番号をマークしなさい。

- | | | | |
|------|-----------|------------|-----------|
| [11] | ① キューバ | ② チェコスロバキア | ③ ハンガリー |
| | ④ ベトナム | | |
| [12] | ① コミンフォルム | ② ドイモイ | ③ ペレストロイカ |
| | ④ ホットライン | | |
| [13] | ① ケネディ | ② トルーマン | ③ ニクソン |
| | ④ レーガン | | |

問2 下線部(A)に関して、西側陣営・東側陣営のどちらにも属さなかった国によって1961年に第一次非同盟諸国首脳会議が開催されたが、そのときの参加国として最も適当なものを次の①～④の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。 [14]

- ① 韓国 ② フランス ③ ポーランド ④ ユーゴスラビア

問3 下線部(B)に関して、緊張緩和をあらわす用語として最も適当なものを次の①～④の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。 15

- ① アンクタッド ② デタント ③ トラスト ④ プロレタリアート

問4 下線部(C)に関して、部分的核実験禁止条約の説明として適当でないものを次の①～④の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。 16

- ① 部分的核実験禁止条約は、アメリカ、イギリス、ソ連によって締結された条約である。
② 部分的核実験禁止条約は、大気圏内、宇宙空間および水中における核実験を禁止することを定めた条約である。
③ 部分的核実験禁止条約は、包括的核実験禁止条約が発効されたことにより、現在では効力を失っている。
④ 部分的核実験禁止条約に、フランスは未加盟である。

問5 下線部(D)に関して、新冷戦の時代に起こったこととして最も適当なものを次の①～④の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。 17

- ① アメリカの中距離核戦力 (INF) がヨーロッパに配備された。
② インドネシアのバンドンで第一回アジア-アフリカ会議が開催された。
③ ソ連がワルシャワ条約機構を結成した。
④ 日本と中華人民共和国の間で国交正常化が実現した。

問6 下線部(E)に関して、ソ連の解体時の説明として最も適当なものを次の①～④の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。 18

- ① ソ連解体時の構成(共和)国は、3カ国であった。
② ソ連は解体したが、ソ連共産党は解体されなかった。
③ ソ連を構成していた一部の共和国が、独立国家共同体(CIS)を設立した。
④ ソ連の解体とともに、ソ連が保有していた核兵器は全て廃棄された。

問7 下線部(F)に関して、朝鮮戦争についての説明として最も適当なものを次の①～④の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。 19

- ① 休戦協定による軍事境界線は北緯45度線と定められた。
② 中国の義勇軍は南(韓国)側に立って参戦した。
③ 朝鮮戦争は冷戦期に繰り返された代理戦争の一例である。
④ 南(韓国)側の軍隊が北(北朝鮮)側に侵攻したことで戦争が起こった。

問8 下線部(G)に関して、核兵器の拡散を防止するために1968年に核拡散防止条約(NPT)が採択されたが、このNPTの説明として適当でないものを次の①～④の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。 20

- ① 日本はNPTの加盟国である。
- ② 核兵器保有国を、アメリカ、ソ連、フランスの3カ国に限定した。
- ③ 核兵器保有国が、非核兵器保有国に核兵器を移転することを禁止している。
- ④ 核兵器非保有国には、国際原子力機関(IAEA)による査察の受け入れを条件に、原子力の平和利用が認められている。

Ⅲ 次の文章を読んで、下記の設問(問1～問8)に答えなさい。

中央政府や地方政府が行う経済活動を財政といい、その機能は三つに分かれる。

第一は資源配分の調整である。これは民間企業のみでは(A)市場の失敗により適切な財の供給がなされないため、政府が(B)公共財を提供する機能である。第二は所得の再分配である。所得税に 21 をとりいれ、高所得者からより多くの税金を徴収する。これ以外にも、政府は(C)社会的な不平等を緩和する対策をとる。第三は景気変動の調整である。たとえば、不況期に失業者が増大している時は 22 が増え、消費の減少を防ぐような機能が財政には備わっている。しかし、それだけでは不十分であるため、政府が行う(D)裁量的な政策のことを 23 という。

これらの機能を持つ財政はその財源を主に租税と公債発行で賄っている。わが国において、(E)公債発行は原則として認められていないが、高度経済成長期に景気回復策として発行されて以来、公債残高は増え続けている。

先進国経済には(F)物価の安定や経済成長など、重要な課題がある。これらの課題を解決するため、政府や中央銀行が果たすべき役割は大きい。

多岐にわたる政府の経済活動にともなう莫大な財政負担に対して、1980年代に「小さな政府」へ方向転換する(G)新自由主義が台頭してきたが、その後の世界的な金融危機や格差の拡大などにより「大きな政府」の役割が再認識されてきている。

問1 空欄 21 ～ 23 に入る最も適当なものを次の①～④の中からそれぞれ一つずつ選び、その番号をマークしなさい。

- | | | | |
|----|----------------|-----------------|------------|
| 21 | ① 戸別所得補償制度 | ② 情報公開制度 | ③ ふるさと納税制度 |
| | ④ 累進課税制度 | | |
| 22 | ① 雇用者報酬 | ② 雇用保険の給付 | ③ 設備投資 |
| | ④ 労災保険の給付 | | |
| 23 | ① インフレ＝ターゲット政策 | ② ビルトイン＝スタビライザー | |
| | ③ ファiscal＝ポリシー | ④ ポリシー＝ミックス | |

問2 下線部(A)に関して、市場の失敗の事例として適当でないものを次の①～④の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。 24

- | | |
|------------|-----------|
| ① 外部不経済 | ② 情報の非対称性 |
| ③ 所有と経営の分離 | ④ 独占 |

問3 下線部(B)に関して、公共財の例として適当でないものを次の①～④の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。 **25**

- ① 一般道路 ② 公園 ③ 国防 ④ レストラン

問4 下線部(C)に関して、社会的な不平等を緩和する対策の説明として適当でないものを次の①～④の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。 **26**

- ① 競争促進による所得平等化 ② 生活保護による所得の移転
③ 相続税による財産所得の平等化 ④ 年金による退職後の生活保障

問5 下線部(D)に関して、政府の裁量的な政策の例として最も適当なものを次の①～④の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。 **27**

- ① 景気が過熱ぎみのときに減税を行うこと。
② 景気が過熱ぎみのときに公共事業を先送りすること。
③ 不況期に増税を行うこと。
④ 不況期に公共事業を減らすこと。

問6 下線部(E)に関して、わが国の公債発行についての説明として適当でないものを次の①～④の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。 **28**

- ① 財政法第5条は、日本銀行の公債引き受けを原則として禁止している。
② 特例公債は赤字公債と建設公債の合計である。
③ 将来の公債費の負担により世代間の不公平が生じる。
④ 公債費は財政を硬直化させてしまう。

問7 下線部(F)に関して、インフレーションに関連する説明として適当でないものを次の①～④の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。 **29**

- ① コスト＝プッシュ＝インフレーションは原材料費や賃金の上昇が引き起こすものである。
② スタグフレーションは不況にもかかわらず物価が上昇する現象のことをいう。
③ ハイパー＝インフレーションは短期間に物価が急激に上昇することをいう。
④ デイマンド＝プル＝インフレーションは総需要が総供給より少なくなったときに生じる。

問8 下線部(G)に関して、新自由主義に基づいてわが国が1980年代に行った政策として最も適当なものを次の①～④の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。 **30**

- ① 傾斜生産方式 ② 電電公社や国鉄の民営化
③ ペイオフの全面解禁 ④ 量的緩和政策

Ⅳ 次の文章を読んで、下記の設問(問1～問8)に答えなさい。

高度情報社会をむかえ、我々の生活は大きく変化してきている。高度情報社会とは時間や距離の制約がないかたちで情報を交換し、それを検索可能なかたちで蓄積したうえで、利用できる社会である。これらは1990年代頃から急速にパソコン、携帯電話、インターネットが普及し **31** が成長したことで形成された。

情報化社会においては、主に一般消費者向けに販売を行う小売業も影響を受けている。たとえばコンビニエンスストアなどは、小規模な店舗でも豊富な品揃えを可能にするために、^(A)POS(販売時点管理)システムを導入した。近年では宅配便の受付や各種公共料金の受領代行など様々なサービスを充実させている。一方で新たな販売形態として注目を集めているのがインターネット通信販売(電子商取引、インターネット=ショッピング)である。情報化が進む反面、^(B)デジタル=デバイド(情報格差)が問題となっている。

こうした変化のなかで、われわれ消費者も社会の変化に向き合う必要が生じている。消費者と企業とのあいだには情報の格差があり、これを縮小するためさまざまな消費者政策が講じられてきた。1968年には **32** が基本施策として定められた。つづいて^(C)国民生活センターと消費生活センターが設置された。その後、消費者問題は食品の虚偽表示や誇大広告、高齢者や契約に不慣れな若者を狙った悪徳商法の横行など、時代の変化とともに多様化・複雑化しながら現在に至る。

こうした現実の消費社会にあっては、消費者自身が^(D)消費者の権利や消費者を守る制度を知り、賢い消費者になることが必要である。その後制定された法律も消費者の自立の支援が基本理念となっている。2009年には各省庁に分散されていた消費者行政が一元化され、**33** が設置された。また国が個人情報を管理するため2016年から^(E)マイナンバー制度が導入された。一方、^(F)消費者が訪問販売・電話勧誘など特定の 방법으로契約した場合、代金を支払ったあとでも一定の期間内なら無条件で契約を解除できる制度などが存在する。また商品を提供する企業に対しては^(G)製造物責任法(PL法)が制定された。

今後の我々はグリーン=コンシューマーといったように、消費者としての姿と消費生活のあり方も問われている。

問1 空欄 **31** ~ **33** に入る最も適当なものを次の①~④の中からそれぞれ一つずつ選び、その番号をマークしなさい。

- | | | | |
|-----------|-----------|----------|------------|
| 31 | ① 金融業 | ② 小売業 | ③ サービス業 |
| | ④ 情報通信産業 | | |
| 32 | ① 貸金業法 | ② 消費者基本法 | ③ 消費者保護基本法 |
| | ④ 食品安全基本法 | | |

33

- ① 消費者庁 ② 中小企業庁 ③ デジタル庁
④ 文化庁

問2 下線部(A)に関して、POS（販売時点管理）システムの仕組みや特徴として最も適当なものを次の①～④の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。 34

- ① いつでも、どこでも、だれでも、意識せずに情報通信技術を利用できること。
② インターネットを利用した銀行との取引システムのこと。
③ コンピューターの導入によって工場など生産現場の効率化や無人化をはかること。
④ 店頭での販売動向をコンピューターでチェックし、製品計画などを総合的に管理するシステムのこと。

問3 下線部(B)に関して、デジタル=デバインド（情報格差）の説明として適当でないものを次の①～④の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。 35

- ① コンピューターやインターネットなど、情報機器やサービスを利用する能力の差が、就職機会や収入の差を生み出している。
② 日本ではコンピューターやインターネットが普及しているため、さほど問題とはなっていない。
③ コンピューターやインターネットなど、情報機器やサービスを利用する能力の差が、情報に対する適応力の格差につながっている。
④ 情報化社会の進展に伴って、各国で社会問題化しつつある。

問4 下線部(C)に関して、国民生活センターの説明として最も適当なものを次の①～④の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。 36

- ① 国民生活センターは消費者問題の情報提供や苦情相談対応などを行う。
② 国民生活センターは1975年に設立された。
③ 国民生活センターは地方公共団体に設置されている。
④ 国民生活センターは特殊法人である。

問5 下線部(D)に関して、消費者の権利の説明として適当でないものを次の①～④の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。 **37**

- ① 意見を反映させる権利とは、消費者の意見が消費者行政に反映されるべきであるという権利のことである。
- ② 知らされる権利とは、商品に関する知識や情報を、消費者が知らされるべきであるという権利のことである。
- ③ 選択できる権利とは、消費者が正確かつ十分な知識と情報を得て、主体的に選択できる権利のことである。
- ④ 購入できる権利とは、消費者が低価格な商品を選択できる権利のことである。

問6 下線部(E)に関して、マイナンバー制度についての説明として適当でないものを次の①～④の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。 **38**

- ① マイナンバー制度は、税や社会保障などの分野において個人情報を一元的に管理することを目的としている。
- ② マイナンバー制度は、個人情報保護法の改正により、導入された。
- ③ マイナンバー制度は、2021年から健康保険証利用の本格運用がスタートした。
- ④ マイナンバー制度は、一つの番号の下に個人情報が集められることから、プライバシーの侵害を懸念する声も強い。

問7 下線部(F)に関して、消費者が訪問販売・電話勧誘など特定の 방법으로契約した場合、代金を支払ったあとでも一定の期間内なら無条件で契約を解除できる法律として最も適当なものを次の①～④の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。 **39**

- ① グリーン購入法
- ② 国民保護法
- ③ 消費者契約法
- ④ 特定商取引法

問8 下線部(G)に関して、製造物責任法(PL法)の説明として最も適当なものを次の①～④の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。 **40**

- ① 製造物責任法は、2000年代に成立した。
- ② 製造物責任法により、製品の欠陥の証明と、製造した企業の過失を立証することで、個人の消費者でも損害賠償を受けられるようになった。
- ③ 製造物責任法により、製品の欠陥を証明すれば、製造した企業の過失を立証しなくても損害賠償を受けられるようになった。
- ④ 製造物責任法は、製品に欠陥がある場合に説明責任が求められる。